



令和5年度新地町読書感想画コンクール

中学校の部 「町長賞」受賞作品

作品名	私もいつか
読んだ本	水族館ガール
尚英中学校	3年 牛渡 こはる

目次

1	概要	2
2	あゆみ	4
3	組織	5
4	事業概要	6
	(1) 令和6年度運営方針	6
	(2) 令和6年度重点目標	6
	(3) 令和6年度事業計画	7
	(4) 令和5年度事業実績	10
5	利用案内	16
6	蔵書	17
7	利用統計	18
8	資料	22
	■新地町図書館条例・規則	22
	■新地町図書館資料収集方針	31
	■新地町図書館図書資料廃棄基準	32
	■新地町図書館行政資料収集方針	33



1 概要

(1) 新地町の概要

本町は福島県の北東部に位置し、北は宮城県山元町、西は宮城県丸森町、南は相馬市に接し、東は太平洋に面しています。

町内には、新地貝塚、三貫地貝塚、新地城を始めとした数多くの遺跡や史跡が分布し、各年代毎に特色のある歴史を築いてきましたが、天正17年（1589年）5月に伊達氏に攻略され、伊達領となって明治維新を迎えました。

明治5年（1872年）には、人材育成の重要性を察知した目黒重真らが、学制発布に先立ち小学校（観海堂）を設立、教育振興の基礎が築かれ、その理念は今でも受け継がれています。

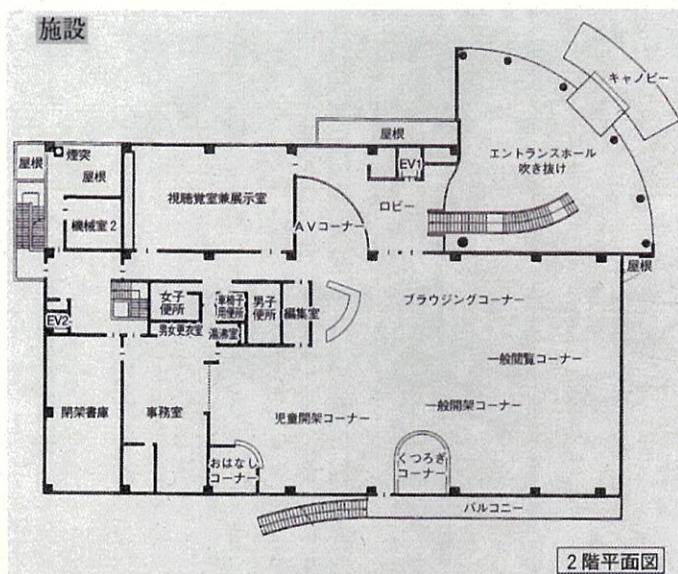
明治22年の町村制施行により、福田・新地・駒ヶ嶺の3カ村が誕生し、昭和29年（1954年）には3カ村が合併し新地村となり、昭和46年に町制を施行し、現在の新地町となりました。

その後、相馬地域総合開発プロジェクトにより、相馬港背後地の工業開発と関連する社会基盤の整備が進められ、町内には火力発電所が立地されました。更に東日本大震災後には天然ガス発電所が立地され、生活環境は大きく変化しました。

令和3年2月13日と令和4年3月16日の福島県沖地震により甚大な被害を受けましたが、現在は災害に強い町づくりに取り組んでいます。

(2) 施設概要

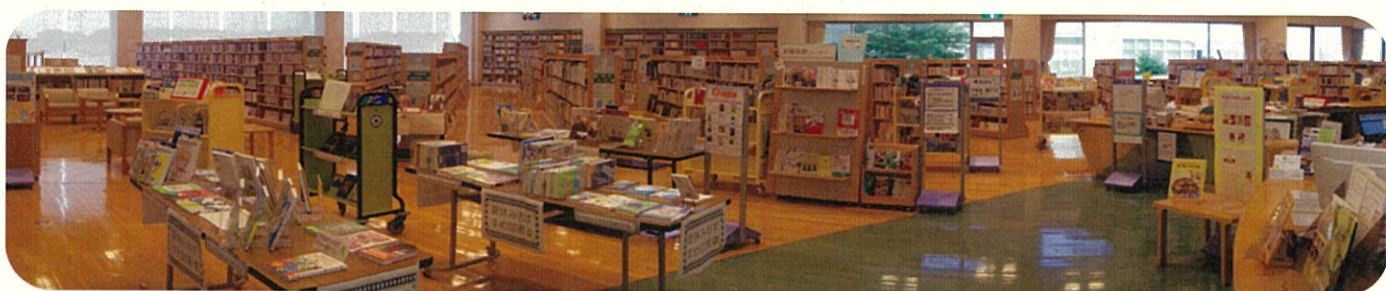
- ① 名称 新地町図書館
- ② 所在地 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1
郵便番号 979-2702
電話 0244-62-5031
FAX 0244-62-2598
E-Mail library@town.shinchi.lg.jp
URL <http://www.shinchi-town.jp/site/library/>
- ③ 事業費 1,217,596千円(内図書館事業費 636,173千円)
- ④ 開館年 平成9年4月1日
- ⑤ 建物 構造 鉄筋コンクリート造鋼板葺二階建
面積 1,541.75 m² 共有分89.97m²(全床面積 2,915.27m²)



- 開架フロア
 - ・一般開架コーナー
 - ・一般閲覧コーナー
 - ・児童開架コーナー
 - ・ブラウジングコーナー
 - ・おはなしコーナー
 - ・くつろぎコーナー
 - ・AVコーナー
- 視聴覚室兼展示室(学習室)
- 編集室
- 事務室
- 閉架書庫
- ブックポスト (1F)

⑥ 設備

- 図書（所蔵計画冊数）
 - ・一般図書35,000冊 ・児童図書15,000冊
 - ・閉架図書30,000冊
- AVコーナー
 - ・DVD ・モニターTV ・CD
- 編集室（兼VHSビデオ視聴）
 - ・ビデオデッキ ・DVD ・モニターTV 他
- 視聴覚室兼展示室
 - ・モニターTV 他
- 電算構成(パソコン)
 - ・貸出返却用 ・レファレンス用 ・利用者端末用 ・蔵書データ入力用
- 閲覧席
- ロッカー



一般開架コーナー



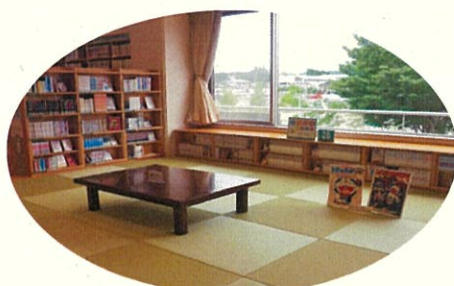
ブラウジングコーナー



AVコーナー



おはなしコーナー



くつろぎコーナー



児童開架コーナー

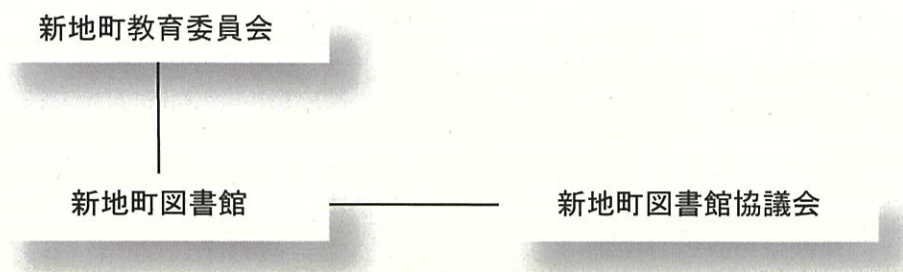
2 あゆみ

生涯学習施設の拠点、また、新時代を創造する ” 知性の泉 ” となる施設として図書館の建設がなされた。

平成	8. 2. 6	図書館・保健センター起工式
	8.11.27	第1回図書館図書購入選考委員会（町民代表15名）
	8.12.20	図書館・保健センター竣工
	9. 4. 1	図書館開館
	9. 4.30	図書館開館記念式典
	9. 8. 1	視聴覚資料（ビデオ・CD）利用開始
	9. 9. 1	遮光膜設置工事完了
	10. 9. 1	図書館ボランティア発足（月1回の読み聞かせ会を開始）
	10.11.14	第1回『図書館まつり』開始
	10.	図書館入館者数10万人到達
	11. 3.23	インターネットの導入と運用開始
	11.	図書等貸出資料数10万点到達
	12. 6.29	第1回『季節の行事展』開始
	13. 6. 1	DVD館内視聴開始
	14.11. 1	インターネット蔵書検索開始
	15. 5. 1	インターネット予約利用受付開始
	15.10	第1回『除籍資料リサイクル』開始
	16	図書館入館者数50万人到達
	16	図書等貸出資料数50万点到達
	17. 9.30	全小中学校内新地町図書館コーナー設置事業開始
	19. 7.10	『夏休み個人貸出事業（移動図書館）』（福田小学校）開始
	19. 7.20	『ブックスタート事業』開始
	20. 8	第1回『読書感想画コンクール』開始（対象：町内小中学校・新地高等学校）
	21. 4.23	『子どもの読書活動優秀実践図書館』文部科学大臣表彰
	23. 3.11	東日本大震災により被災・臨時休館
	23. 7.13～	視聴覚室兼展示室で臨時図書館開館
	24. 1～4	図書館災害復旧工事
	24. 3	図書等貸出資料数100万点到達
	24. 4.14	図書館全館オープン
	25. 4～	DVDの貸出開始
	25. 8～	ビデオテープのデジタル化サービス開始
	26. 3	『新地町子ども読書活動推進計画』策定
	28. 3	館内照明のLED化
	29. 6	トイレの洋式化
	30. 1	図書館・保健センター屋根修繕
	31. 1	閉架書庫エアコン設置工事
令和	3. 2.13	福島県沖地震により被災（ガラス・鉄骨梁接続部破損等）・臨時休館
	3. 3. 9～	視聴覚室兼展示室で臨時図書館開館
	3. 3～10	図書館災害復旧工事
	3.10.12	図書館全館オープン
	4. 3.16	福島県沖地震により被災（エントランス照明・ロールスクリーン等）・臨時休館
	4. 3.30	図書館全館オープン
	4. 5～9	図書館災害復旧工事

3 組織

(1) 構成図



(2) 新地町図書館協議会委員

職名	氏名	選出区分	備考
会長	五十嵐 隆之	学校教育	
副会長	鈴木 美代子	社会教育	
委員	蓑野 邦好	学校教育	
委員	佐伯 陽子	社会教育	
委員	田村 民雄	学識経験者	

※任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

(3) 図書館職員

職名	氏名
館長	渡部 和秋
副主幹兼管理係長兼司書	佐藤 美千代
主任司書	高橋 裕美
会計年度任用職員	穴戸 ゆかり
会計年度任用職員	黒澤 裕子

4 事業概要

生涯学習推進の拠点として、隣接市町民にも広く門戸を開き、互いに豊かな感性と知性を磨き合い、生活・文化の向上を目指し、親しまれ、くつろげる図書館を願い、次の方針により運営します。

(1) 令和6年度運営方針

- ① 歴史と文化を継承し、自ら考え、自ら学ぶ生涯学習の原動力となる資料を充実します。
- ② 利用者が本に親しみ、心からくつろげる読書環境の整備を図ります。
- ③ 関係諸機関と連絡・連携し、適切な図書館情報を提供し、資料の利用促進を図ります。
- ④ 研修機会を有効に活用し、専門職としての研修を深め、図書館業務の質的向上を図ります。

(2) 令和6年度重点目標

- ① 子どもの読書活動推進計画に基づき、家庭、地域、保育所・児童館、学校並びに行政が連携し、幼児から青少年までの読書活動を推進します。
- ② ボランティア団体や他機関と連携、情報の発信などにより、あらゆる年代の読書意欲や知的好奇心を高め、図書館利用の拡大に努めます。
- ③ 各図書分類を精査し、暮らしの中で必要とされる鮮度の高い図書の充実を図るとともに、視聴覚資料や郷土資料を含めた全ジャンルの利用しやすい配架・地域性や時代のニーズに即した企画展示を行います。
- ④ 各学校の先生方・図書室支援員との連携により、学校図書室の現状把握と支援、児童・生徒の課題解決に役立つ図書の提供に努めます。

(3) 令和6年度事業計画

事業（行事）名	実施予定日	実施内容
読み聞かせ会	毎月第3土曜日 11:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館ボランティア『スイミー』による絵本・紙芝居・パネルシアターなどを使った読み聞かせや簡単な季節の工作を実施 ・読み聞かせでを使用した本や工作を紹介コーナーで展示貸出
ファーストブック	保健センターでの 3カ月児健診時 (年6回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本のまど(0才向け)、リーフレット、利用案内の配布 ・絵本の贈呈 ・幼児絵本、子育て本の展示・貸出
こどもの読書週間	4月15日～5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書の日(4月23日)・こどもの読書週間(4月23日～5月12日)の啓発に努める ・4月15日を「よいこの日」とし、各年齢の発達段階に応じたおすすめ図書の展示貸出を実施 ・読んでビンゴの実施(ビンゴ達成者へ記念品を贈呈) ・児童書コーナーの本の配置図を掲載した「図書館へ行こう」を作成。学校・保育所・児童館をとおして町内全ての子どもたちへ配布 ・先生向け図書館の利用案内を作成し、町内小中学校の全先生へ配布
秋の読書週間	10月中旬～11月末	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の読書週間(10月27日～11月9日)・文字活字文化の日(10月27日)の啓発に努める ・文豪当てクイズや文豪名作おすすめ図書案内を行う
学校図書室連携	各校毎月1回 (日程調整により実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書室と連携するため、図書担当先生及び図書室支援員との懇談 ・単元やテーマごとの図書リストを作成・配布し、各教科での図書利用促進を図る ・学校図書室への図書貸し出し及び授業での図書利用のための支援 ・学校図書室の整備サポート
図書館×児童館連携 「図書館探検」	7月17日	児童館のたんぼひろばを図書館で開催。0～3歳児とその保護者へ図書館見学・利用の仕方・絵本紹介と読み聞かせ・DVD紹介を行う
小学校 夏休み特別個人 貸出事業 (移動図書館)	貸出期間：7月上旬 ～8月上旬	駒ヶ嶺・福田小学校に図書館所蔵の本を搬入し、全児童を対象に貸出を行う(利用カードを持っていない児童へはカードを作成する)
読書感想画コンクール	募集：7月・8月 審査会：10月 表彰・展示：11月	<ul style="list-style-type: none"> ・町内小中学校の児童・生徒を対象に夏休みに作品を募集 ・審査会を開催、図書館まつりの際に表彰式を行う
子どもの読書と本の案内	就学前検診時 10月(3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年生の保護者へ「子どもの成長と読書」の説明と、おすすめ図書の案内・貸出 ・新1年生への絵本読み聞かせ
除籍資料リサイクル	10月下旬：関係機関 11月上旬：利用者	除籍した図書(破損本等)・雑誌(2022年度分)のリサイクル

図書館まつり	11月上旬	除籍資料リサイクル・クイズラリー・体験コーナー・親子ふれあい広場（読み聞かせ・工作など）・郷土上映・各種展示などを行い、図書館事業のPRに努める	
町内の学校・施設への図書館コーナー設置事業	選書日：毎月第2金曜日 入替日：館内整理日	町内の小中学校の各クラス、駒ヶ嶺公民館・勤労青少年ホーム・総合体育館・フットサル場・新地ホーム・なごみの里福田・新地町文化交流センター・釣師防災緑地公園パークセンターに図書館所蔵の本を毎月展示し、活用を推進する	
読書推進事業	年5回	町民の読書意欲向上と図書館利用促進を図るイベントを行う ・読んでミッション(本を読んで謎解きにチャレンジ) ・たくさん読んで読書くじ(貸出冊数によりくじ引きを行う) ・TRYポブラディア(百科事典の使い方をクイズなどで学ぶ) ・図書の福袋・おみくじ(福袋やおみくじで出た本を借りる、新たなジャンルの本と出会うきっかけ作り) ・読書講演会(読書に係る講演会・講習会等の開催)	
企 画 展 示	季節の絵本展	毎月1回	年中行事や新地町の行事に関連する絵本や紙芝居の展示・貸出
	夏休みおすすめ本の展示	7月中旬～8月末	課題図書・読書感想画(文)の書き方・俳句や理科研究の参考図書、教科書掲載図書など、夏休みにおすすめの図書の展示・貸出
	身体と心を見つめ直すウェルネスブック	9月	認知症に関する予防・ケア・家族や身近な人の対処法・体験記などの展示・貸出
	閉架書庫資料展	2月中旬～3月中旬	普段目に触れないが、ぜひ手にとって欲しい閉架書庫の資料の展示・貸出
	郷土資料展	11月中旬～12月末	新地町出身者の著書、新地町のことが掲載されている図書の展示・貸出
	各種ランキング図書の展示	各賞発表後随時	新地町図書館ベストリーダー(4月集計)、本屋大賞(4月発表)、芥川賞・直木賞(7・1月発表)、ミステリーランキング(12月発表)、2024年間ベストセラー(12月発表)、絵本屋さん大賞(1月発表)の展示・貸出
	その他	随時	時事・時節にあわせたタイムリーな図書の展示

※図書館協議会関係

- | | | |
|--------------|-------|---------|
| *図書館協議会及び選書会 | 5月31日 | 図書館視聴覚室 |
| *図書館協議会 | 2月下旬 | 図書館視聴覚室 |

※図書館体験学習・視察・研修等受入

- *職場体験
- *図書館見学
- *町たんけん

※ボランティア活動受入

- | | |
|------------------|--|
| *図書館ボランティア『スイミー』 | 読み聞かせ会（毎月第3土曜日）・図書館まつり、各施設・校内図書館コーナーの図書準備・入替作業 |
| *読書活動ボランティア『さくら』 | 各施設・校内図書館コーナーの図書準備・入替作業、図書館まつり、小学校夏休み特別個人貸出事業 |
| *図書館まつりボランティア | 郷土資料視聴覚コーナー |

※出前講座等への職員派遣

- *依頼により、館長及び司書が出前講座を行う
- *新地町交流センターでの映画上映会サポート

※蔵書点検

- *特別整理期間を設け、全資料（約8万冊）の状況とデータの確認・適正化、配架位置の改善、展示物の変更等を実施（6月）

※オンラインサービス

- *インターネットでの資料予約、福島県立図書館との受取館指定・遠隔地返却等の連携の充実

※職員研修

- *先進地視察研修等により、職員の資質向上を図る

(4) 令和5年度事業実績

○事業（行事）

事業（行事）名	実施日	実施内容
読み聞かせ会	4月15日、5月20日 6月17日、7月15日 8月19日、9月16日 10月21日、12月16日 1月20日、2月17日 3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館ボランティア『スイミー』による絵本・紙芝居・パネルシアターなどを使った読み聞かせや簡単な季節の工作を実施 ・読み聞かせで使用した本を展示・貸出 参加者数:138名（11回実施）
ブックスタート	5月24日、7月12日 9月27日、11月22日 1月24日、3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児向け絵本紹介冊子・リーフレット・利用案内の配布 ・幼児絵本や子育て本の展示紹介 ・ブックスタート用絵本3冊のうち1冊を贈呈 配布者数:25名（6回実施）
こどもの読書週間	4月15日～5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・各年齢の発達段階に合わせたおすすめ図書の展示・貸出 貸出数：117冊 ・「読んでビンゴ」の実施（達成者に記念品贈呈） 達成者数：161名 ・「としょかんへ行こう」を作成し、学校・保育所・児童館へ配布 ・保育所・学校の先生向けの利用案内を作成・配布
秋の読書週間	10月21日～11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・名作おすすめ図書「文豪コレクション」の展示・貸出 ・文豪クイズの実施（全問正解で達成記念品配布） 達成者数：74名
学校図書室連携	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・本の分類分け・装備・展示図書の選定・廃棄の相談など図書室支援員のサポートを実施 学校訪問：2回 ・授業や特別活動で使用する図書の相談受付・提供 貸出数：339冊
図書館×児童館連携「探検！新地町図書館」	7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館のたんぼひろばを図書館で開催し、絵本の選び方・大切さの話、読み聞かせ・館内見学・利用カード作成・貸出を実施 参加者数：3組（6名）
小学校夏休み特別個人貸出事業（移動図書館）	7月11日：福田小学校 7月13日：駒ヶ嶺小学校	小学校に図書館の本を搬入し、全児童を対象に貸出を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・福田小学校：54名、106冊 ・駒ヶ嶺小学校：121名、228冊

読書感想画コンクール	作品募集 : 7・8月 選考会 : 10月31日 展 示 : 11月1日～ 11月26日 表 彰 式 : 11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・町内小中学校・相馬総合高校 新地校舎の児童・生徒を対象 に夏休みに作品を募集 ・審査会を行い、図書館まつり にて表彰と全作品展示 応募作品点数：246点 受賞者：17名
子どもの読書と本の案内	10月 4日：福田小学校 10月12日：新地小学校 10月27日：駒ヶ嶺小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前検診の家庭教育学級にて、 保護者へ子どもの読書についての 話と、年齢に適したおすすめ図書 の紹介を行う ・入学や子育てに関する本、新1年 生向けの本などを展示・貸出 ・新1年生へ読み聞かせを実施
除籍資料リサイクル	11月8日～11月11日 : 教育機関・町内団体 11月12日:利用者	除籍した図書（破損本等）・雑誌 (2021年度分)のリサイクル 総リサイクル冊数：1,489冊
図書館まつり	11月26日	除籍資料リサイクル(配布者数:241 名)、図書館クイズ(参加者数:150名)、親子ふれあい広場(参加者数:11 名)、昔の新地上映会、行事写真展 などを行い、図書館事業のPRに努 めた。 来館者数:1,007名
町内の学校・施設への図書館 コーナー設置事業	選書日：毎月第2金曜日 入替日：館内整理日	町内の小中学校の各クラス、駒ヶ嶺 公民館・勤労青少年ホーム・総合体 育館・フットサル場・新地ホーム・ なごみの里福田・文化交流センター に図書館所蔵の本を毎月展示し、施 設利用者に提供、活用を推進 ・4校32クラス各10回：合計6,850冊 ・7施設各12回：合計2,820冊
読書推進事業	年4回	町民の読書意欲向上と図書館利用促 進を図るイベントを行う ・TRYポプラディア(4つのミッシ ョンをクリアすることで百科事典 の使い方を身につける) 7月10日～8月27日達成者数：38人 ・たくさん読んで読書くじ(期間中 10冊分の貸出レシート提示でくじ が引ける) 9月2日～10月15日 のべ参加者数：241名 ・運命の1冊(YES/NOチャートで借り る本を決め、新たなジャンルの本 と出会う) 1月5日～2月4日 準備冊数：160冊 ・読んでミッション(本を読んで館 内のミッションを解いていく) 3月2日～4月13日 参加者数：133名
	9月24日 10月15日	読書講演会「『新地を創った人々』 調査から見えてきたもの」を実施 のべ参加者数：143名

企 画 展 示	季節の絵本展	毎月1回	<p>年中行事や新地町の行事に関連する絵本や紙芝居の展示・貸出</p> <p>4月：「春, 遠足, こどもの日, おでかけ」</p> <p>5月：「母の日, 運動会」 (メッセージカード作成コーナー)</p> <p>6月：「雨ふり, 父の日」 (メッセージカード作成コーナー)</p> <p>7月：「たなばた, 海の日, 夏休み」</p> <p>8月：「夏まつり・おばけ・平和」</p> <p>9月：「月, 敬老の日, 空の日」</p> <p>10月：「いもほりの日, 世界郵便の日, ハロウィン」</p> <p>11月：「七五三, 秋, たべもの」</p> <p>12月：「クリスマス, 年越し, 十二支」</p> <p>1月：「龍, 節分, 冬」</p> <p>2月：「鬼, 忍者, ひなまつり」</p> <p>3月：「卒園・入学, パンダ」</p> <p>のべ貸出冊数：660冊</p>
	夏休みおすすめ本の展示	7月15日～8月20日	<p>夏休みおすすめ図書コーナーの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「迷ったらこれ!読んでみよう(学年別おすすめ読みもの)」 ・「宿題おたすけBOOK(読書感想文・読書感想画・ポスター・俳句・自由研究等のサポート図書)」 ・「読書感想文課題図書」
	身体と心を見つめなおすウェルネスブック	9月2日～9月30日	<p>認知症関連図書の展示・貸出</p> <p>貸出資料数：67冊</p>
	閉架書庫資料展	12月2日～1月21日	<p>普段目に触れないが、ぜひ手にとって欲しい閉架書庫の資料の展示</p> <p>・貸出 (文学・自己啓発本・絵本・CD (邦楽))</p>
	郷土資料展	9月2日～10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・「5人の偉人たち」をテーマに、新地町に関連する人物の資料を展示
	各種ランキング図書の展示	各賞発表後随時	<ul style="list-style-type: none"> ・本屋大賞2023：4月15日～5月28日のべ貸出冊数：87冊 ・2023年間ベストセラー・新地町図書館ベストリーダランキング：1月20日～2月25日のべ貸出冊数：276冊 ・ミステリーランキング2024：2月6日～3月17日のべ貸出冊数：37冊 ・第16回MOE絵本屋さん大賞2023：3月16日～4月7日のべ貸出冊数：58冊

企 画 展 示	その他	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・映画・ドラマ原作本等の展示 (随時) ・芥川賞・直木賞受賞作品展示 ：7月20日～8月30日 ：1月18日～2月28日 ・「真夏のこわいえほんコーナー」 ：7月10日～8月19日 ・交流センター映画上映会出張貸出 &ミニコーナー 7月23日貸出冊数:4冊, 紙工作参加者数:66名 12月23日貸出冊数:7冊, オーナメ ント工作参加者数:92名 3月24日貸出冊数:3冊, 紙工作参加者数:60名 ・七夕～ねがいごと届け～ (関連本の展示貸出と, 短冊に願 い事を書いて笹パネルに飾る) 6月3日～7月8日参加者数:118名 ・「今年の漢字」応募箱設置 11月1日～11月29日 応募者数:15名 ・クリスマスイベント～サンタさん へのおねがい～(関連本の展示 貸出と, 願い事をかいてツリーに 飾る) 12月1日～12月24日 参加者数:97名
------------------	-----	----	---

○図書館協議会関係

- | | | |
|---------------|-------|-----------------------|
| * 図書館協議会及び選書会 | 5月31日 | 図書館視聴覚室
選書会購入: 94冊 |
| * 図書館協議会 | 2月29日 | 図書館視聴覚室 |

○図書館体験学習・視察・研修等受入

- | | |
|---------|---|
| * 図書館見学 | 新地小学校2年生 (6月15日: 46名)、福田小学校2年生 (11月7日: 6名)
駒ヶ嶺小学校2年生 (10月18日: 27名) |
| * 職場体験 | 尚英中学校2年生 (9月12日～13日: 5名)
福田小学校6年生 (11月16日: 3名) |

○ボランティア活動受入

- | | |
|-------------------|---|
| * 図書館ボランティア『スイミー』 | : 読み聞かせ会 (毎月第3土曜日・図書館まつり)
雛飾り展示: 2月3日～3月5日 |
| * 読書活動ボランティア『さくら』 | : 各施設・校内図書館コーナーの図書準備、入替作業、
図書館まつり |
| * 図書館まつりボランティア | : 伏見春雄氏 (新地の昔上映会) |

○特別整理期間 6月21日～30日（8日間）

*蔵書点検

- ・閉架資料・閉架書庫内全資料の点検、不明・エラー等の確認、図書館システムデータとの照合によりエラーや棚違いなどの適正化

点検前資料数：90,852点、不明資料数：62点

*その他作業

- ・夏休み特別個人貸出用図書選書、データ処理・準備
- ・学校・施設図書入替

○職員研修

*福島県図書館・公民館図書室職員等初任者研修会（福島県立図書館） 6月7日

*電子書籍研修（講師：図書館流通センター職員） 6月28日

*先進地視察研修（宮城県多賀城市立図書館） 6月29日

*福島県公共図書館協会実務担当者会議（福島県立図書館） 7月14日

*福島県内児童書担当職員研修会（福島県立図書館） 9月28日

*福島県図書館・公民館図書室職員等専門研修会（福島県立図書館） 11月1日

*福島県図書館研究集会（オンライン） 1月31日

○その他

*防火扉、トイレ自動水栓機器等施設修繕

*ニッセイ財団より助成金での物品購入：図書館ボランティアスイミー
（パネルシアターや工作用テーブル等57万円相当）

*日本図書館協会より助成金での物品購入：中性紙封筒や防虫カビ菌ブックシート等
貴重書保存用品（20万円相当）



夏休み特別個人貸出事業 移動図書館



図書館×児童館連携「探検！新地町図書館」
(たんぼぼひろば)



家庭教育学級 保護者への図書貸出
(新地小学校)



図書館訪問
(福田小学校)



文化交流センターにて
(イベント協力)



図書館まつり
(親子ふれあい広場)

5 利用案内

(1) 開館時間

火曜日～金曜日（月曜日） 10:00～18:00
土曜日・日曜日 10:00～17:00

(2) 休館日

月曜日（第2日曜日の翌日は除く）・第2日曜日・館内整理日・祝祭日・年末年始・特別整理期間

(3) 図書館資料の館外利用について

町内・隣接市町に居住、または町内に勤務・在学している方は、図書館資料を館外利用することができます。

(4) 貸出

『図書館利用カード』と、借りたい資料を貸出カウンターへお持ち下さい。

	項目	数量	期間
個人	図書	5冊以内	2週間以内
	視聴覚資料	1点以内	8日以内
団体	図書	30冊以内	1カ月以内
	視聴覚資料	貸出不可	—

(5) 返却

借りた資料を返却カウンターへお持ち下さい。閉館時は、図書に限りブックポストへ返却して下さい。（視聴覚資料は、必ず開館時に返却カウンターへ返却して下さい。）

(6) 視聴覚資料

館内の視聴覚資料（ビデオ・CD・DVD）を館内視聴・貸出することができます。

(7) 検索

利用者は、タッチパネル式検索機により、館内の資料を検索することができます。

(8) レファレンスサービス

資料の所蔵・情報・文献の検索などのサービスも行っています。

(9) 予約・リクエスト

貸出中の資料は、予約をすることができます。また、所蔵以外の図書のリクエストサービスにも応じています。

(10) コピー

館内資料に限り、著作権法の範囲内のものを、有料（1部30円）で行っています。

(11) 各施設の利用

編集室・視聴覚室を利用することができます。ただし、風俗や秩序を害したり乱す場合、営利を目的とした場合、著作権を侵害する場合、管理上支障をきたす場合等は、利用できません。

6 蔵書

分類	一般書	児童書	C D	ビデオ	DVD	雑誌	付属	合計	構成比
総記	1,647	263						1,910	2.10%
哲学	2,277	301						2,578	2.83%
歴史	4,448	1,400						5,848	6.43%
社会	6,710	1,359						8,069	8.87%
自然	4,078	1,825						5,903	6.49%
技術	5,539	940						6,479	7.12%
産業	1,981	610						2,591	2.85%
芸術	6,329	1,175						7,504	8.24%
言語	923	428						1,351	1.48%
日文	14,412							14,412	15.83%
外文	1,210							1,210	1.33%
辞典	1,952	151						2,103	2.31%
郷土	3,270							3,270	3.59%
文庫	3,879							3,879	4.26%
大活字	360							360	0.40%
全集	2,202							2,202	2.42%
Y A	936	292						1,228	1.35%
児童文		5,883						5,883	6.46%
絵本		7,079						7,079	7.78%
紙芝居		501						501	0.55%
C D			3,772					3,772	4.15%
ビデオ				258				258	0.28%
D V D					635			635	0.70%
雑誌						1,458		1,458	1.60%
付属							528	528	0.58%
合計	62,153	22,207	3,772	258	635	1,458	528	91,011	100.00%

7 利用統計

(1) 人口／世帯数（令和6年4月1日現在）

- 人口 7,579人（男性：3,781人 女性：3,798人）
 ○ 世帯数 2,579世帯

(2) 令和5年度利用実績

① 図書館利用カード登録者数

	男性	女性	団体等	合計
福 田	530	713	14	1,257
新 地	1,564	1,969	55	3,588
駒ヶ嶺	818	1,072	14	1,904
図書館			35	35
町 外	2,117	3,757	68	5,942
合 計	5,029	7,511	186	12,726

② 図書館運営状況・入館者数

図書館運営日数	293 日
開館日数	273 日
入館者数（概数）	21,002 人
一日平均入館者数	77 人

③ 資料利用状況

区 分	貸出資料数
図 書	52,206 冊
視 聴 覚 資 料	2,927 点
雑 誌	2,248 冊
付 属 資 料	21 点

④ 年齢別貸出人数

年齢区分等	男性	女性	団体等	合計
6歳以下	725	490		1,215
7～12	1,009	1,094		2,103
13～15	107	103		210
16～18	82	33		115
19～29	82	203		285
30～39	277	982		1,259
40～49	390	1,444		1,834
50～59	516	704		1,220
60～69	1,049	1,432		2,481
70歳以上	1,046	805		1,851
団体等			1,372	1,372
合 計	5,283	7,290	1,372	13,945

⑤ 年齢別貸出資料数

年齢区分等	男性	女性	団体等	合計
6歳以下	2,960	2,021		4,981
7～12	3,867	4,203		8,070
13～15	417	342		759
16～18	163	105		268
19～29	156	664		820
30～39	946	3,260		4,206
40～49	1,354	4,725		6,079
50～59	1,482	2,204		3,686
60～69	2,696	4,614		7,310
70歳以上	2,831	2,755		5,586
団体等			15,637	15,637
合計	16,872	24,893	15,637	57,402

⑥ 分類別貸出資料数

分類	一般書	児童書	視聴覚	雑誌	付属	合計	構成比
総記	507	197				704	1.22%
哲学	1,035	300				1,335	2.32%
歴史	1,322	850				2,172	3.79%
社会	1,235	720				1,955	3.40%
自然	1,729	2,387				4,116	7.18%
技術	2,391	841				3,232	5.63%
産業	669	341				1,010	1.77%
芸術	6,231	1,465				7,696	13.40%
言語	238	310				548	0.96%
日文	7,154					7,154	12.47%
外文	106					106	0.19%
辞典	1					1	0.01%
郷土	159					159	0.28%
文庫	2,526					2,526	4.40%
大活字	380					380	0.67%
全集	120					120	0.20%
Y A	801	356				1,157	2.01%
児童文		6,279				6,279	10.93%
絵本		11,386				11,386	19.83%
紙芝居		170				170	0.30%
C D			1,199			1,199	2.09%
D V D			1,728			1,728	3.01%
雑誌				2,248		2,248	3.91%
付属					21	21	0.03%
合計	26,604	25,602	2,927	2,248	21	57,402	100.00%

⑦ レファレンスサービス (資料検索)

件数	1,026 件
----	---------

⑧ リクエスト

件数	193 人
冊数	400 冊

⑨ 相互協力 (借受)

件数	213 冊
----	-------

⑩ 相互協力 (貸出)

件数	44 件
冊数	52 冊

⑪ 閉架新聞等閲覧

件数	37 件
----	------

⑫ 資料複写申込

件数	39 人
枚数	217 枚

⑬ DVD・ビデオ館内視聴

人数	161 人
----	-------

⑭ CD館内視聴

人数	7 人
----	-----

⑮ 学習室利用者

人数	280 人
----	-------

⑯ 編集室利用

件数	0 件
----	-----

⑰ 新規利用カード申請者

件数	156 人
----	-------

⑱ 図書ベストリーダー

● 一般書

順位	書名	編著者	出版社
1	高校野球は頭脳が9割	後原 富：著	東邦出版
1	iPadの基本から使いこなしまで1冊でわかる本		三オブックス
3	薬屋のひとりごと(1~17巻)	日向 夏：原作	小学館
4	税金で買った本(1~10巻)	ずいの：原作	講談社
5	35歳からの「妊娠体質」のつくりかた	谷 裕一郎：著	日東書院本社
6	年金大改正40代で始める60歳からの働き方、増やす年金のもらい方		ビジネス教育出版社
6	SPY×FAMILY(1~12巻)	遠藤 達哉：著	集英社
8	財布は踊る	原田 ひ香：著	新潮社



高校野球は頭脳が9割



iPadの基本から使いこなしまで1冊でわかる本



薬屋のひとりごと

● 児童書

順位	書名	編著者	出版社
1	大ピンチずかん	鈴木のりたけ：作	小学館
2	ポケモンをさがせ！2(ポケモンの本)		小学館
3	星のカービィのキャラクター大集合図かん		KADOKAWA
4	ドラゴン最強王図鑑(最強王シリーズ)	健部 伸明：監修	学研プラス
5	さわれるまなべるさむいくにの どうぶつ	エミリ マロンダン ：文	パイインター ナショナル
6	すみっこぐらしをさがせ (すみっこぐらしの本)		主婦と生活社
7	パンドロぼう おにぎりぼうやのたび だち(パンドロぼうの本)	柴田 ケイ子：著	KADOKAWA



大ピンチずかん



ポケモンをさがせ！2



星のカービィのキャラクター大集合図かん



ドラゴン最強王図鑑

さわれるまなべるさむいくにの
どうぶつすみっこぐらしを
さがせ

8 資料

□ 新地町図書館条例・規則 □

○新地町図書館条例

平成8年12月16日条例第26号

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき，町民の教育と文化の振興を図るため，新地町図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称 新地町図書館

位置 新地町谷地小屋字樋掛田40番地の1

(管理)

第3条 図書館は，新地町教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか，図書館に関して必要な事項は，教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

○新地町図書館協議会に関する条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定により，新地町図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は，5人以内とする。

(委員の任命及び任期)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 図書館協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、図書館協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 図書館協議会の会議は、会長が招集する。

2 図書館協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 図書館協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 図書館協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、図書館協議会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月20日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、規定により現に図書館協議会の委員である者は、改正後の条例第3条第1項の規定により、任命されたものとみなす。

○新地町図書館規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 館内利用（第6条—第8条）
- 第3章 館外利用
 - 第1節 個人貸出し（第9条—第16条）
 - 第2節 団体貸出し（第17条—第24条）
 - 第3節 館外貸出し利用の特例（第25条）
- 第4章 図書館施設（第26条）
- 第5章 図書館資料の寄贈（第27条—第29条）
- 第6章 図書館資料の委託（第30条—第34条）
- 第7章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、新地町図書館条例（平成8年新地町条例第26号）第4条の規定に基づき、新地町図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間等）

第2条 図書館の開館時間は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日 午前10時から午後5時まで
- (2) 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後6時まで

2 小学生以下の者の利用時間は、館長が別に定めるところによる。ただし、中学生以上の者に同伴されているものを除く。

3 館長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日及び休館期間）

第3条 図書館の休館日及び休館期間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日及び第2日曜日とし、第2日曜日の次の日は除く。

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日，ただし，その日が前号に規定する休館日にあたるときは，その翌日
 - (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（第1号に掲げる日を除く。）
 - (4) 館内整理日 毎月（12月を除く。）の末日。ただし，その日が土曜日，日曜日及び休館日にあたるときは，その日の前の開館日
 - (5) 図書特別整理期間 毎年6月中において館長が定める15日以内の期間
- 2 館長は，特に必要があると認めるときは，あらかじめ教育長の承認を得て，臨時に休館し，又は臨時に開館することができる。

（利用者の責務等）

第4条 図書館の図書，記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）及び図書館の施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は，この規則及び館長又は係員の指示に従わなければならない。

- 2 利用者は，図書館資料を丁寧に取扱うとともに，図書館資料を汚損したり，図書館資料に書込み等を行ってはならない。
- 3 利用者は，図書館内（以下「館内」という。）の秩序を乱し，又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 4 利用者は，所定の場所以外で，飲食・喫煙をしてはならない。
- 5 館長は，図書館の管理運営上支障があると認める者に対しては，入館を拒み，若しくは退館を命じ，又は図書館資料の閲覧若しくは貸出しをしないことができる。

（賠償責任）

第5条 利用者は，図書館資料を亡失し，又はき損したときは，館長の指示に従い，これと同一の図書館資料若しくは相当の対価をもって弁償し，又はこれを原形に復さなければならない。

- 2 利用者は，図書館の施設，設備，備品等を滅失し，又はき損したときは，館長の指示に従い，相当の対価をもって弁償し，又はこれを原形に復さなければならない。
- 3 天災その他利用者の責めに帰することができない理由によるものであるときは，第2項の賠償の義務を免除することができる。

第2章 館内利用

（利用の方法）

第6条 図書館の資料は、館内の所定の場所において自由に利用することができる。

(利用冊数等)

第7条 館内で同時に利用することができる図書館資料の冊数(冊数をもって算定できない場合は、これに相当する計算単位とする。以下同じ。)等は、次によるものとする。

ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 図書については、一人につき5冊以内とする。

(2) 視聴覚資料(ビデオテープ・DVD・コンパクトディスク)については、一人につき1点とする。

(返納)

第8条 利用者は、図書館資料の利用を終了したときは、これを係員に返納しなければならない。

第3章 館外利用

第1節 個人貸出し

(利用の要件)

第9条 図書館以外の場所(以下「館外」という。)で個人で図書館資料を利用することができる者は、新地町、相馬市、宮城県山元町及び宮城県丸森町に居住している者並びに町内に勤務先を有し、又は在学している者とし、登録を受けた者とする。

2 前項の規定に該当しない者でも、館長が図書館奉仕に支障のない範囲で適当と認める者に対し、登録を許可することができる。

(利用の方法)

第10条 館外で図書館資料を利用しようとする者は、図書館資料に個人貸出券(第1号様式)を添えて、係員に提出しなければならない。

2 図書館資料の個人貸出しの手続は、図書館の開館時間内において行うものとする。この場合において、第2条第2項本文に規定する小学生以下の者に対する個人貸出し手続は、同項本文の規定により定められた利用時間内においておこなうものとする。

(個人貸出券)

第11条 前条の個人貸出券の交付を受けようとする者は、住所等を証明する書類を提示のうえ、個人貸出券交付申請書(第2号様式)を館長に提出しなければならない。

2 個人貸出券の有効期間は、毎年3月31日までとする。

3 個人貸出券の交付を受けた者(以下「貸出券所持者」という。)は、貸出券が不要に

なったとき、又は、有効期間が満了したときは、すみやかにこれを館長に返還しなければならない。

4 貸出券所持者は、個人貸出券を亡失したとき、又は、その記入事項について変更があったときは、すみやかにその旨を館長に届け出て、個人貸出券の再交付又は訂正を受けなければならない。

5 貸出券所持者は、個人貸出券を他人に譲渡し、又は、貸与してはならない。

(利用冊数等)

第12条 館外で同時に利用することができる個人貸出しの図書館資料の冊数は、次によるものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 図書の貸出しは、一人につき5冊以内とする。

(2) 視聴覚資料（ビデオテープ・DVD・コンパクトディスク）は、一人につき1点とする。

(利用期間)

第13条 前条の図書館資料の利用期間は、次によるものとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 図書については、貸出しを受けた日から起算して14日以内とする。

(2) 視聴覚資料については、貸出しを受けた日から起算して8日以内とする。

2 館長は、図書館資料の管理上必要があると認めるときは、前項の期間中であっても貸出しした図書館資料を返納させることができる。

(利用の制限)

第14条 次に掲げる図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 新聞、官報及び公報

(2) 郷土資料

(3) 辞典類（辞典、字典、事典、辞書、年鑑等）

(4) 館長が指定する視聴覚資料

(5) 貴重図書及び寄託図書等であって館長が指定したもの

(転貸の禁止)

第15条 個人貸出しを受けた図書館資料は、他に転貸してはならない。

(返納)

第16条 利用者は、図書館資料の利用期間を終了したとき、又は、利用期間が満了したとき並びに第13条第2項の規定により図書館資料の返納を命じられた場合には、すみやかに当該図書館資料を係員に返納しなければならない。

第2節 団体貸出し

(団体貸出し)

第17条 図書館の目的を達成するため、町内に所在する学校、官公署、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、読書会その他館長の認める団体（以下「団体」という。）に対し、団体貸出を行うことができる。

(利用の方法)

第18条 館外で図書館資料を利用しようとする団体の代表者は、図書館資料に団体貸出券（第3号様式）を添えて、これを館長に提出しなければならない。

(団体貸出券)

第19条 前条の団体貸出券の交付を受けようとする団体の代表は、団体貸出券交付申請書（第4号様式）を館長に提出しなければならない。

2 団体貸出券の有効期間は、毎年3月31日までとする。

3 第11条第3項から第5項までの規定は、団体貸出券の交付を受けた代表者について準用する。

(利用冊数)

第20条 館外で同時に利用することができる図書館資料の冊数は、1団体につき30冊以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用期間)

第21条 前条の図書館資料の利用期間は、貸出しを受けた日から起算して1箇月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(返納)

第22条 利用団体は、図書館資料の利用期限を終了したとき、又は、その利用期間が満了したとき並びに第13条第2項の規定により図書館資料の返納を命じられた場合には、すみやかに当該図書館資料を係員に返納しなければならない。

(借受け及び返納に要する費用)

第23条 団体貸出しの図書の借受け及びその返納に要する費用は、団体貸出し利用者の費用とする。

(利用の制限の準用)

第24条 第14条の規定は、団体貸出しについても準用する。

第3節 館外貸出し利用の特例

(適用除外)

第25条 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の代表者が適当であると認めるものが、公務、学術研究その他特別の事情により図書館資料を利用しようとするときは、前2節の規定は適用しない。この場合において、利用の方法その他必要な事項については、館長が別に定める。

第4章 図書館施設

(利用の方法)

第26条 視聴覚室（会議室・展示室）、編集室を利用しようとする者は、使用申込書（第5号様式）により申請し、館長の承認を受け、許可証（第6号様式）の交付を受けなければならない。

2 視聴覚室（会議室・展示室）、編集室の利用については、風俗を害し、又は、秩序を乱すおそれのあるとき、或いは、営利を目的とするなど管理上支障があるときは、利用を許可しない。

第5章 図書館資料の寄贈

(寄贈の手続き)

第27条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、寄贈申込書（第7号様式）により申し出て、館長の承認を得て、現品を提供するものとする。

2 館長は、図書館資料の寄贈を受けたときは、その寄贈者に対して寄贈引受証（第8号様式）を交付するものとする。

(費用の負担)

第28条 図書館資料の寄贈に要する運搬費その他の費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めたものについては、この限りでない。

(寄贈者の氏名等の記載)

第29条 館長は、図書館資料の寄贈を受けたときは、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を当該資料に記載するものとする。

第6章 図書館資料の委託

(委託の内容及び範囲)

第30条 図書館は、図書館資料を委託しようとする者の申し出に基づき、当該資料を保管し、利用に供することができる。

2 前項の規定により委託を受ける図書館資料は、一般の利用に供することを目的とするもの又は館長が貴重なものであると認めるものでなければならない。

(委託の手続)

第31条 図書館資料を委託しようとする者は、委託申込書(第9号様式)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、図書館資料の委託を受けたときは、その委託者に対して委託引受証(第10号様式)を交付するものとする。

(期間の延長)

第32条 館長は、委託を受けた図書館資料の委託期間が満了した場合において、その委託者から別段の申し出がないときは、その満了の日から1年間委託を継続する旨の申し出があったものとみなして、当該委託期間を延長するものとする。その延長にかかる受託期間が満了した場合も、また同様とする。

(費用の負担)

第33条 図書館資料の委託及びその返却に要する運搬費その他委託に関して必要な費用は、委託者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めたものについては、この限りでない。

(賠償責任)

第34条 図書館は、委託を受けた図書館資料を亡失し、又はき損したときは、その賠償の責に任ずる。ただし、亡失又はき損が図書館の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

第7章 雑則

(館長への委任)

第35条 この規定に定めるもののほか、図書館の図書館資料の利用、図書館施設の利用その他図書館奉仕に関して必要な事項は、教育長の承認を得て館長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月25日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

※様式については省略

□ 新地町図書館資料収集方針 □

1. 基本方針

- (1) 当館の運営方針に従って、奉仕活動を十分に展開するため、この方針により必要な図書資料の選定収集に努める。
- (2) 選定収集にあたっては、次の立場を基本姿勢とする。
 - ア 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作権を排除することはしない。
 - ウ 図書館職員の個人的関心や好みによって選択しない。
 - エ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり紛糾をおそれて、自己規制したりしない。
- (3) この方針の今後の取り扱いについては次による。
 - ア 貸出を主とする図書館としての役割を十分に果たすため、選定収集の迅速化を重視し、常に能率的な方法を追求する。
 - イ この方法は、寄贈資料の受け入れについても適用する。
 - ウ この方針は、公開して広く町民の検討と協力を得るように努める。

2. 一般方針

- (1) 収集する資料は、図書・新聞・雑誌・電子メディア及び視聴覚資料とする。
- (2) 中央の出版状況を圧縮した中央ミニ版の構成内容にせず、新地町にふさわしい特色のあるものにする。
- (3) 町民のニーズには、十分に配慮しつつ、最新の資料を収集する。入手可能な予約図書は、原則として収集する。
- (4) 各分野にわたる基本的な図書を中心に利用度を考慮し、資料として価値のあるものを広く収集する。
- (5) 新地町についての出版物は、収集する。
- (6) 資料の収集の可否は、選定会議の検討を経て決定する。

3. 選定基準

- (1) 一般基準による選定
 - ア 日本図書館協会選定図書
 - イ 各賞受賞図書
 - ウ 各種推薦図書
 - エ ベストセラー（全国・県内）
 - オ ベストリーダーズ（各図書館）
 - カ 主要週刊誌の書評図書
 - キ 主要全国紙・民報・民友・河北の新聞書評図書
 - ク その他書評図書
- (2) 自館基準による選定

〈(1) 以外の図書で、当館の利用状況、地域の実態をふまえ、次の基準で当館独自に選定する。〉

 - ア 全国・地方のマスコミ等で話題になったもの
 - イ 所蔵資料として常備するもの
 - ウ 館員が必須と判断したもの
- (3) 選定除外資料
 - ア 学習参考書・入試問題集
 - イ 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - ウ ワイセツ出版物として判決が確定したもの
 - エ 高度な専門書及び研究書

4. 選定会議

- (1) 選定会議は、館員で構成する。
- (2) 選定会議の責任者は、館長とする。選定委員は、館員で構成する。必要に応じて教育長、教育総務課長等の意見を聴する。
- (3) 選定会議の選定対象は、図書・雑誌・新聞・電子メディア・視聴覚資料、及び必要と認められるもの。
- (4) 会議では、次の事項を決定する。
 - ア この方針の修正・細則の策定
 - イ 資料構成の調整変更
 - ウ 年度方針・資料別方針の決定

□ 新地町図書館図書資料廃棄基準 □

1. 目的

この基準は、新地町図書館における資料等についての廃棄を定め、資料の鮮度を保持し、利用価値の高い資料の充実を図ることを目的とする。

2. 資料等の廃棄

(1) 不用資料

- ア 破損、汚損が著しく、補修困難なもの
- イ 複本、類書があつて利用頻度の低いもの
- ウ 実用書等において、内容が古くなり、資料的価値の無くなったもの

(2) 亡失資料

- ア 1年以上、所在不明なもの
- イ 災害などの事故により亡失したもの
- ウ 利用者が紛失し、入手不可能な資料

3. 雑誌・新聞の廃棄

雑誌の保存期間は、4月号から翌年3月号を1単位とし、種別により1～3単位年とする。
新聞の保存期間は、4月から3月を1単位年とする。

4. 適用除外

次に掲げる資料は、廃棄基準より除外する。

- ア 郷土資料、行政資料
- イ 資料内容の新旧にかかわらず、当該部分の基礎的、歴史的価値を有するもの
- ウ 類書がないか、極端に少ないもの
- エ 品切、絶版により、再び収集することが困難で、かつ資料的価値の高いもの

5. 廃棄の決定

廃棄の決定は、必要に応じて館長が決定する。

6. 廃棄の事務手続き

廃棄の手続きによって行う。

- ア 「備品台帳」から削除する
- イ 「資料廃棄台帳」に記載する
- ウ 電算データを削除する

□ 新地町図書館行政資料収集方針 □

1. 目的

この基準は、行政資料を一般町民の利用に供し、町政に対して理解を深めるため、行政資料の収集・確保・保存を図るものである。

2. 行政資料の内容

この基準で「行政基準」とは、次のものをいう。

- (1) 町部局及び各種委員会、並びに国・県・町が作成した報告書・諸統計・広報資料・諸記録
- (2) 民間が作成した(1)に掲げる行政上参考になるもの
- (3) (1)・(2)に掲げるもののほか、図書館長が適当と認めたもの

3. 行政資料の具体的内容

収集する行政資料の具体的内容は、次のとおりとする。

- (1) 国・県・町が実施した調査報告書
- (2) 例規集
- (3) 官報・県報・町広報・議会報
- (4) 記録・事業誌（町村合併誌・ダム工事誌・事務報告書）
- (5) 統計（国勢調査・人口統計・農業統計・企業統計等）
- (6) 計画書（町長期総合計画・街並整備計画等）
- (7) 議会（議会録等）
- (8) 財政（予算書・決算書等）
- (9) 要覧類（町政要覧・学校要覧等）
- (10) 記念印刷物（ダム・橋梁・町施設等のパンフレット・記念誌・写真・VTR等）
- (11) 行事関係印刷物（記念大会・展覧会・国体などの要項・記録・写真・パンフレット・VTR等）
- (12) 地図類（町・郡内等）
- (13) 宣伝パンフレット類（観光案内等）
- (14) その他、資料的印刷物

4. 提出部数

行政資料の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 原則として各3部（閲覧用・保存用・予備）
- (2) 国・県などでまとめた報告書及び写真・VTR等は、1部でもよい

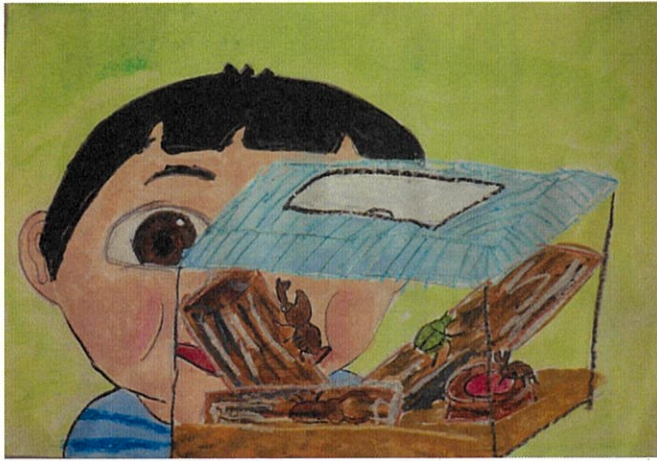
5. その他

写真については、アルバム等に編集するものとする。

【参考】

この収集基準は、図書館法第9条第2項、及び新地町図書館資料収集方針に基づくものである。

令和5年度 新地町読書感想画コンクール町長賞受賞作品



小学校低学年の部

作品名 生き物の大切さ
読んだ本 生きものつかまえたらどうする
学校名 駒ヶ嶺小学校
学年 2年
氏名 吉田 智哉



小学校高学年の部

作品名 乗ってみたいなゆめのタクシー
読んだ本 車のいろは空のいろ
学校名 新地小学校
学年 4年
氏名 橘 孝太郎



高等学校の部

作品名 夜明け
読んだ本 海は地下室に眠る
学校名 相馬総合新地校舎
学年 3年
氏名 目黒 早紀

新地町図書館

〒979-2702

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1

電話 0244-62-5031

FAX 0244-62-2598

E-Mail library@town.shinchi.lg.jp

URL <http://www.shinchi-town.jp/site/library/>

